

令和8年熊本地震で被災された方へのお知らせ

運転免許証等の再交付手数料が免除されます。



① 対象者

住所が令和8年熊本地震に際し、災害救助法が適用された地域内にあって被災により運転免許証等を亡失、滅失した方

② 対象となるもの

- (1) 運転免許証又はマイナ免許証又はその双方
- (2) 仮運転免許証 (3) 運転経歴証明書

③ 免除期間

令和8年7月28日から令和9年1月27日

④ 手数料免除に係る手続きに必要なもの

- (1) 「手数料免除申請書」(窓口を用意しています。)
- (2) 「罹災証明書の写し」又は「運転免許証亡失・滅失てん末書」(窓口を用意しています。)
- (3) 有効期間を過ぎている場合は「特定権利利益満了日延長措置申出書」(窓口を用意しています。)